

○「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(国自安第138号・国自旅第218号・国自整第55号)の一部改正に係る新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

u003c/div>

改 正 後	現 行																																
<p style="text-align: right;">国自安第138号 国自旅第218号 国自整第55号 平成25年9月17日 <u>一部改正 平成26年1月24日</u></p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の法令違反について、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に対する行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。</p> <p>なお、「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第58号、国自旅第126号、国自整第52号)及び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第59号、国自旅第127号、国自整第53号)並びに「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第61号、国自旅第129号、国自整第55号)及び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第62号、国自旅第130号、国自整第56号)は、平成25年9月30日限り、廃止する。</p> <p>1. ~ 5. (略)</p> <p style="text-align: right;">(別表第2)</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">違反行為</th> <th colspan="2">基準日車等</th> </tr> <tr> <th>適用条項</th> <th>事項</th> <th>初違反</th> <th>再違反</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>運送法第30条第2項</td> <td>事業の健全な発達を阻害する競争 1 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	違反行為		基準日車等		適用条項	事項	初違反	再違反	(略)	(略)	(略)	(略)	運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 (略)	(略)	(略)	<p style="text-align: right;">国自安第138号 国自旅第218号 国自整第55号 平成25年9月17日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の法令違反について、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に対する行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。</p> <p>なお、「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第58号、国自旅第126号、国自整第52号)及び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第59号、国自旅第127号、国自整第53号)並びに「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第61号、国自旅第129号、国自整第55号)及び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第62号、国自旅第130号、国自整第56号)は、平成25年9月30日限り、廃止する。</p> <p>1. ~ 5. (略)</p> <p style="text-align: right;">(別表第2)</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">違反行為</th> <th colspan="2">基準日車等</th> </tr> <tr> <th>適用条項</th> <th>事項</th> <th>初違反</th> <th>再違反</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>運送法第30条第2項</td> <td>事業の健全な発達を阻害する競争 1 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	違反行為		基準日車等		適用条項	事項	初違反	再違反	(略)	(略)	(略)	(略)	運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 (略)	(略)	(略)
違反行為		基準日車等																															
適用条項	事項	初違反	再違反																														
(略)	(略)	(略)	(略)																														
運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 (略)	(略)	(略)																														
違反行為		基準日車等																															
適用条項	事項	初違反	再違反																														
(略)	(略)	(略)	(略)																														
運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 (略)	(略)	(略)																														

- 1 -

